

# 若者活躍による観光力パワーアップ事業実施業務委託仕様書

一般社団法人山口県観光連盟

## 1 業務名

若者活躍による観光力パワーアップ事業実施業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月23日まで

## 3 事業目的

高校生や大学生が若者ならではのアイデアや実行力により、地域の様々な関係者と連携し実施する観光振興の取組を支援することにより、若者目線による魅力ある観光地域づくりを進めるとともに、新たな観光人材の発掘・育成につなげる。

## 4 事業実施主体

一般社団法人山口県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）

## 5 業務内容及び実施方法

- ・本業務では、高校生や大学生などの若者の取組を契機とした地域観光産業の活性化と、当該取組を通じた若者の観光産業への深い興味・関心の醸成を図るため、「若者と地域が連携した実践的な取組への支援」を実施する。
- ・加えて、取組の効果を県内へ広域的かつ効果的に波及させるため、「若者や観光事業者等が参加するフォーラムの開催」を遂行する。
- ・業務を効果的かつ円滑に遂行するため、業務全体を調整・統括する役割として、学校教育における知見を有し、県内地域観光事業者等との円滑な調整が可能と見込まれる者をコーディネーターとして配置し、観光連盟との連絡調整を担わせる。

### (1) 若者と地域が連携した実践的な取組への支援

以下の内容に基づき、高校生や大学生等が実施する地域と連携した観光振興の取組を支援する。

#### ○目標

- ・県内で実施される高校生や大学生等の若者を中心とした観光振興の取組をより実践的なものへと発展させるとともに、若者の取組を起爆剤とした地域観光産業の活性化を図る。
- ・高等学校等における観光振興を主題とした取組の実施を促進する。
- ・若者と地域観光との接点を創出し、観光への深い興味・関心を醸成することで、将来的な地域観光産業の担い手増加につなげる。

#### ○支援対象者

以下の要件を満たす高等学校等<sup>※1</sup>。採択数は5校程度。

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学及び高等専門学校。

- ・県内に所在地を有する高等学校等であること。
- ・令和7年度に総合的な探究の時間や課外活動（部活動、サークル活動ほか）

- 等において、地域と連携した観光振興に資する取組を実施予定であること。
- ・教職員が主体的にプログラムを実施できる体制が整っていること。

## ○支援内容

高等学校等における若者と地域が連携した実践的な取組への支援にあたっては、原則としてコーディネーターを参画させることとし、当該者を中心として以下の内容を実施する。

- (a) 取組の実施にあたっては、教職員が主体的に参画のうえ、受託者は取組が全体として円滑に進行するよう、カリキュラムの作成や授業運営のサポートを行うこと。取組の内容によっては、高等学校等の要望も踏まえ、受託者が授業等に立ち合い、進行の補助等の必要な支援を行うこと。
- (b) 取組実施にあたり、授業等のカリキュラム策定を希望する高等学校等に対しては、以下の点を踏まえた支援を行うこと。
  - ・各高等学校等の教育方針や取組方針に沿ったカリキュラムを教職員と共に検討すること。
  - ・策定するカリキュラムは、地域観光事業者等との連携を図ることのできるものとする。また、本事業における支援終了後においても高等学校等が自立的に運営できるものとする。
- (c) 各高等学校等における支援を実施するにあたっては、地域観光事業者等とも連携の上、取組の目標として観光・旅行商品の造成や観光関連イベントの実施等を設定するなど、観光地域づくりに資する成果を得られる活動内容となるよう調整を図ること。
- (d) 支援終了後も各高等学校等が継続して地域と連携した観光振興の取組を実施していけるよう、学校と地域関係者等とのネットワーク構築に努めること。
- (e) 支援終了時には、教職員や生徒にアンケート調査を行い、本事業による支援の効果を可能な限り測定すること。当該アンケートの内容については、観光連盟と協議の上、その承認を得ること。
- (f) 支援に係る費用等の取扱いについては、下記のとおりとすること。
  - ・各高等学校等における取組に必要な費用は、原則として認められる範囲内で受託者の負担とすること。
  - ・本事業の実施にあたっては、各高等学校等における観光・旅行商品の造成やイベント実施等に充てる経費として、本事業の受託金額全体のうち 15%以上の額を計上すること。なお、各支援対象者への当該経費の配分については均等となることが望ましいが、取組の内容等により支援対象者間の実配分額に多少の差異が生じることはやむを得ないものとする。
  - ・前項の経費により資産等を調達する場合、原則として受託者において当該資産等を購入の上、必要に応じて各支援対象者への譲渡等を行うこと。また、当該購入資産等については、原則として当該年度においてその全額が減価償却可能なもの（使用可能期間が1年未満又は取得価額が100千円未満のもの）とすること。

## ○支援対象者の募集・選定

高等学校等における若者と地域が連携した実践的な取組への支援にあたっては、以下の内容に留意の上、支援対象となる高等学校等の募集・選定を行う。

- (a) 公平かつ公正な選定方法により、5校程度を選定すること。その際、支援対象者が県内の特定地域のみには偏らないよう留意すること。

- (b) 支援対象者の募集にあたっては、取組に興味のある高等学校等に対し、事業趣旨、参加要件、選定方法、支援期間、支援内容等の説明を行うことに加え、支援対象校の掘り起こしを実施することとし、応募に係る相談等があった際には適切に対応すること。
- (c) 募集要項、申請書の様式や審査項目など、採択に必要となる事項に関しては、観光連盟との協議により決定すること。

## (2) 若者や観光事業者等が参加するフォーラムの開催

以下の内容に基づき、高校生や大学生、地域観光事業者等が参加する観光振興に係るフォーラムを開催する。

### ○目標

- ・若者と有識者等によるパネルディスカッションや、観光振興に資する優良な取組（本事業によるものを含む）の事例発表等により、県内における若者を起点とした観光関連の取組に係る広域的な機運醸成を図る。
- ・取組事例の共有や有識者・地域観光事業者等からの助言等により、既存の取組の磨き上げに係るアイデアを提供する。

### ○対象者

観光関連の取組に関心のある県内高等学校等関係者（生徒・学生、教職員等）、県内観光産業事業者ほか

### ○実施内容

若者や観光事業者等が参加するフォーラムの開催にあたっては、コーディネーターを中心に、高校生・大学生等に向けて、地域と連携した観光振興の取組を普及・啓発する内容となるよう、以下の内容を参考に企画し、実施する。

なお、下記（a）についてはフォーラムの実施内容に必ず含むこととするが、（b）及び（c）については観光連盟に事前に相談の上、同様の効果が得られると認められた他の内容によることとしても差支えない。

- (a) 観光振興に資する優良な取組の事例発表
- (b) 有識者による観光地域づくりに係るセミナー
- (c) 若者と有識者・地域観光事業者等によるパネルディスカッション

### ○実施回数等

実施回数は、本事業期間中に1回とする。

開催場所や時期、時間帯等については、本事業による効果を最大限高めることができるよう十分検討の上、決定すること。

### ○登壇者等の選定、来場者の募集

若者や観光事業者等が参加するフォーラムの開催にあたっては、以下の内容に留意の上、当日の登壇者の選定や参加者の募集を行う。

- (a) 事例発表に係る登壇者は、当該年度における本事業による支援対象者を少なくとも2者以上含むこと。
- (b) セミナーやパネルディスカッションを実施する際の登壇者等は、コーディネーターの知見により選定・手配すること。なお、登壇者等の決定にあたっては、事前に観光連盟に相談の上、了承を得ること。
- (c) 当日の会場来場者の募集にあたっては、セミナー開催に係るリーフレット等を作成の上、SNS等を活用した呼びかけを実施するとともに、県内高等学

校等への情報提供を行うなど、広域的かつ効果的な周知を図ること。

### (3) その他（独自提案事項）

上記（1）～（2）の内容と連動し、前述「3 事業目的」に沿った本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。

ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

## 6 事業の運営・管理

受託者は、本事業の実施にあたり、以下の内容を遵守することとする。

- (1) 本業務の実施にあたって、委託者である観光連盟と密な協議・相談を行うこと。
- (2) 契約締結後、速やかに本委託業務の実実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、観光連盟に提出すること。また、当該実施計画を変更しようとする場合には、速やかに観光連盟に相談の上、承認を受けること。
- (3) 事業への参加者について、事務局の役割を担い、管理等（参加者の把握、名簿の作成、情報管理、調整等）を行うこと。
- (4) 本事業の実施状況について、適宜写真や動画等で記録に残すこと。
- (5) 会場の確保、必要器材等の準備、資料の印刷・配布、参加者・関係者等との連絡調整など、事業の実施に必要な業務を行うこと。
- (6) 事業実施にあたっては、地域観光事業者等と連携するとともに、本県の観光振興に係る取組との積極的な接続を図るよう努めること。
- (7) 事業実施に要する経費については、その合理性や経済性を検証することが可能な根拠資料等を備えた上で、観光連盟からの求めに応じて適宜提供できる体制を整えること。

## 7 業務完了後の提出書類等

受託者は、業務実施状況について月ごとに月次報告書を作成し、実施月の翌月 10 日までに観光連盟に提出すること。

また、本業務完了時においては、速やかに以下の書類等を観光連盟に提出すること。

- (1) 以下の内容を記載した事業報告書データ（PDF形式）
  - ・業務の実施内容及び成果（前述「5 業務内容及び実施方法」のうち（1）に関しては支援対象者ごとに整理し記載すること。）
  - ・委託業務の支出費目別内訳
  - ・その他、委託者が業務の確認に必要として指示する事項
- (2) 前述「5 業務内容及び実施方法」のうち（1）で実施したアンケート調査の結果及び事業実施時の写真・動画等を収録した記録媒体（CD等）（1部）

## 8 著作権等の取扱い

著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、観光連盟に帰属する。また、成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。

なお、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応する。

## 9 委託料の支払い

事業完了後の精算払いのほか、事業中の概算払いによることもできるものとする。

概算払いを行う場合は、6月・9月・12月を目途に、それぞれ契約額の25%・50%・75%までを上限に委託料の概算請求ができることとし、残金は事業完了後に支払うものとする。

なお、受託者は、委託契約期間終了後、前述「7 業務完了後の提出書類等」で提出された成果品が検査に合格したときに、観光連盟に対して委託料の精算払い又は概算払いによる残金の支払いを請求することができることとし、概算払いによる委託料の支払いを受けたうえで上記検査に合格しなかった場合は、本事業により支払われた委託料の全額を速やかに観光連盟へ返納することとする。

## 10 再委託の可否

原則として本業務の全部については、第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部委託について、観光連盟の承諾を得た場合は、この限りではない。その場合、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、観光連盟の承諾を得なければならない。

なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

## 11 委託上限額

9, 773, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 12 その他

- (1) 受託者が当該業務のために準備・作成した資料は、観光連盟が著作権を有し、二次使用を行う場合がある。
- (2) 受託者は、観光連盟との連絡調整を充分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- (3) 受託者は、業務の実施過程において疑義が生じた場合は、速やかに観光連盟に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、業務の実施に際して知り得た秘匿性の高い情報等について、いかなる理由をもっても業務期間中及び業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて観光連盟と協議の上、解決・決定するものとする。